

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和6年度 長商工第48号
委託業務名称	えきまちテラス長浜コミュニケーションスペース管理運営業務
委託業務場所	長浜市北船町(JR長浜駅周辺)
業務の概要	えきまちテラス長浜を誰もが気軽に訪れ憩うことができ、本市の魅力を感じられるコミュニケーション空間とするため、琵琶湖や周辺の川に生息する生物等を展示するなど、市民や観光客にとっての魅力や利便性を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設として管理運営する。
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	2,308,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号 [商号又は名称] えきまち長浜株式会社
契約相手方の選定理由	①えきまち長浜㈱は、再開発事業の完了後、長浜駅周辺のエリアマネジメントを推進する主体として、本市の出資により第3セクター方式で設立している。(平成26年9月) ②本市は、長浜駅周辺の新たなまちづくりの担い手として、都市再生特別措置法に基づきえきまち長浜㈱を公共的団体として「都市再生推進法人」に指定している。(平成27年3月) ③本市とえきまち長浜㈱は、長浜駅周辺都市利便増進協定を締結し、同社が長浜駅周辺施設の整備及び管理を一体的に行うこととしている。(令和4年4月)
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</b></p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃)</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>